

# 実質化された人・農地プランの公表について

【戸国・瑞穂地区】

実質化された人・農地プランについて、次のとおり公表します。

公表日：令和3年3月25日

## 1 協議の場を設けた区域の範囲

戸国・瑞穂地区

## 2 協議の結果を取りまとめた年月日

作成：平成28年3月24日

更新：令和3年3月25日

## 3 今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5経営体（個人：5経営体）

## 4 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は農地中間管理機構の活用を進めており、今後も農地貸借については農地中間管理機構の活用を地権者に周知を図っていく。なお、中心経営体への農地集約の推進は、農地中間管理機構と地区内の土地利用調整機能を担う土地改良区支区が連携して取組を行う。また、中心経営体の引受に限界が生じた場合や、中心経営体が病気や怪我等により営農の継続が困難となった場合は、土地利用調整機能の発揮により、隣接する百目木地区の中心経営体との連携を図る。

## 5 今後の地域農業のあり方

- ・ 水稻、飼料用米の拡大、園芸作物を組み合わせた複合化
- ・ 耕作の引受依頼が生じた際は中心経営体が耕作の引受先として機能していく
- ・ 後継者育成及び新規就農者の受け入れ